

第13期東京都生涯学習審議会 第7回全体会

次 第

令和8年5月11日（月曜日）午後6時から午後8時まで
（会場：都庁第二本庁舎10階 201・202会議室）

1 開会

2 議事

これからの東京の地域教育の在り方について
各委員からの報告

(1) 今井 悠介 委員

(2) 倉持 伸江 委員

3 今後の予定

4 閉会

【配布資料】

資料 第13期東京都生涯学習審議会第7回全体会 審議資料

第 1 3 期東京都生涯学習審議会委員

(任期：令和 7 年 1 月 2 3 日から令和 9 年 1 月 2 2 日まで)

氏 名	所 属
アオ ヤマ テツ ベイ 青 山 鉄 兵	文教大学人間科学部教授
アサ クラ ミ ユ キ 朝 倉 美由紀	明星大学教育学部特任教授
イマ イ ユ スケ 今 井 悠 介	公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン代表理事
クラ モチ ノブ エ 倉 持 伸 江	東京学芸大学教育学部准教授/こどもの学び困難支援センター センター長
ササ イ ヒロ ミ 笹 井 宏 益	文部科学省国立教育政策研究所フェロー
シオ タ コト ミ 塩 田 琴 美	株式会社CMU Holdings CEO/一般社団法人こみゅステージ代表理事 /University of Jyväskylä, Visiting Researcher
シシダ 志々田 まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官
タ ナカ マサ ヒロ 田 中 真 宏	特定非営利活動法人ピープルデザイン研究所代表理事
フジ ムラ タク ミ 藤 村 琢 己	一般社団法人Fora代表理事

第13期東京都生涯学習審議会 第7回全体会 審議資料

令和8年5月11日

1 開会

2 議事

これからの東京の地域教育の在り方について
各委員からの報告

(1) 今井 悠介 委員

(2) 倉持 伸江 委員

3 今後の予定

4 閉会

1 開会

第13期東京都生涯学習審議会の議論の整理

地域教育プラットフォームの成果

<地域教育推進ネットワーク東京都協議会>

平成17年の設立以降、累計600以上の団体の登録があり、多様な専門的な教育プログラムをもつ企業やNPO等の社会資源を活用しながら都立学校等を支援

<インクルーシブな学び東京コンソーシアム>

インクルーシブシティ東京の実現を目指し、障害のある人々の生涯にわたる学びを支援するとともに、障害のある人もない人も共に学べる環境づくりに向けた取組を展開

現状・課題

地域教育推進ネットワーク東京都協議会は「協議会」という名称であるが、協議や情報交換の場などの機能をもっておらず、活用（導入）可能な多様な教育プログラムの継続的なアップデートが不十分

時代の変化や新たな課題に対応する仕組みが不十分

設立して間もないインクルーシブな学び東京コンソーシアムは、区市町村、学校、企業、NPO等多様な主体との連携協働について引き続き検討する必要がある

広域行政として区市町村、団体等を支援する役割を強化することが必要

検討すべき事項

- 現在の地域教育推進ネットワーク東京都協議会を刷新し、豊富な社会資源を効果的・継続的に活用できる東京都ならではの新たな仕組みづくりを検討
- インクルーシブな学び東京コンソーシアムについて、障害者の生涯学習支援にとどまらず、多様な人が共に支え合う共生社会の実現に向けた取組が可能となるしかけを検討
- 従来からの施策や事業に加え、多様な学びの創出に向けた施策や事業等、新たな課題に柔軟に対応できる体制整備について検討
- 小中学校や学校外教育を実施する区市町村と東京都が培ってきた地域教育プラットフォームとの効果的な連携方法や、地域のニーズに応える機能の追加を検討

審議事項

これからの東京の地域教育の在り方について

方向性 (案)

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」、「インクルーシブな学びコンソーシアム」の2つのプラットフォームの成果を踏まえ、豊富な社会資源を効果的・継続的に活用できる東京都ならではの仕組み作りについて議論

ポイント①

新たな地域教育プラットフォームの構築

- ▶ 「キャリア教育」、「共生社会」等のテーマ別カテゴリーを検討
- ▶ 各種プログラム、事業の評価・フィードバックや情報共有・情報交換が可能となる仕組みを検討

ポイント②

区市町村等との連携強化

- ▶ 都内にある企業やNPO法人等の豊富な社会資源を区市町村等が効果的・継続的に活用できるような仕組みを検討
- ▶ 地域に存在する社会教育にかかわる多様な人材の活用・連携方策を検討

政策的位置付け

2050東京戦略

ビジョン08 コミュニティ

- ・ 地域コミュニティの重要性に改めて光を当てる
- ・ 多様なコミュニティが人々の支え合いを創出

ビジョン09 共生社会

- ・ 共生社会の実現に向けた取組を一層推進し、ありたい自分の実現を後押し
- ・ 多様性を原動力として、東京が更なる飛躍を遂げる

東京都教育施策大綱

2050年代の東京の姿

学びのあり方を東京から改革し、社会の変化に柔軟に対応できる「新たな教育のスタイル」により、自分らしく成長できる自由で多様な学びが展開

東京の目指す教育

子供たちが、学校内外での学びが、社会や自分の将来とどのようにつながっているかを意識し、学びの意義や意味を実感できる

前回（第6回）の論点（概要）とプラットフォームの方向性

第13期生涯審議論の方向性

ポイント① 新たな地域教育プラットフォームの構築

ポイント② 区市町村等との連携強化

▶ 新たな地域教育プラットフォームには**共創（学び合う環境）を生み出す機能や仕組みが必要**であるとの認識のもと、**具体化に向けた構想を検討するため委員から報告をいただく**

前回（第6回） 地域教育推進ネットワーク東京都協議会とインクルーシブな学び東京コンソーシアム
それぞれの関係団体から見た現状、成果、課題、期待について（機能面を中心に検討）

○ 御意見のまとめ

1. 新たな地域教育プラットフォームに求められる基本的視座

- ・ 地域教育を取り巻く環境は大きく変化しており、学校・地域・民間団体・企業・大学等が相互に関わり合いながら学びを創出することが、これまで以上に重要
- ・ 多様な主体が学び合い、育ち合う「共創」を生み出す地域教育プラットフォームの構築が不可欠
- ・ 民間団体やNPOは、最初から完成された存在ではなく、接点の形成、事業経験の蓄積、他主体との連携を通じて段階的に成長していく存在。このため、プラットフォームは単なる情報集約やマッチングの場ではなく、団体・学校・行政それぞれが学習し、成長していくことを前提とした仕組みとして設計される必要

2. 「共創」を生み出すための条件整備の必要性

- ・ 共創は理念や意欲だけで自然に生まれるものではなく、継続的な関係性と事業基盤を支える仕組みがあって初めて成立する。単発的・短期的なプログラムだけでなく、一定期間関与する「中期的な取組」も有効であり、さらに、そのような取組を進めるためにはコーディネーター機能の強化が求められる。
- ・ 共創を促進するためには、事業終了後の効果検証やフィードバックの仕組みを通じて、団体が自らの取組を振り返り、改善・発展させていく機会を確保することが求められる。こうした循環を通じて、プログラムの質の向上と、団体および学校の双方の学習が促進される
- ・ 同一分野内にとどまらず、分野横断的な連携や、生涯学習施設等との接点創出を可能とするためには、個別の努力に委ねるのではなく、プラットフォームとして意図的に「つながる場」や「共に考える場」を設けることが重要

3. 社会教育主事に期待される専門的で継続的なコーディネート機能

- ・都の社会教育主事に求められる役割は、単なる団体と学校のマッチングにとどまらず、団体の教育的理念や特性を丁寧に把握したうえで、学校等のニーズや教育方針との適合性を見極め、継続的な関係構築の支援である。
- ・事業実施過程において生じる団体と学校等との期待のずれや課題について、第三者的立場から調整・支援を行うことは、事業を安定的に推進するうえで不可欠。このような「深いコーディネート」や区市町村との連携等による東京の地域教育の下支えは、地域教育プラットフォームの中核機能として位置付けられるべきであり、社会教育主事の役割や体制の在り方について、今後さらに整理・強化していく必要

4. インクルーシブな学びを支える環境づくりの重要性

- ・インクルーシブな学びの実践に関する報告を通じ、学びの成果はプログラム内容のみならず、環境設計に大きく左右される。心理的安全性を担保するためのルール設定、参加者同士の協調性を育む工夫、誰もが「参加してみたい」と感じられるデザイン性、そして個々の状況に応じて対応できる柔軟性は、すべて学びの質を高める重要な要素
- ・学校現場においては、生徒の多様性が一層高まっており、学級そのものが潜在的にインクルーシブな環境となっている。インクルーシブな学びを特別な取組として位置付けるのではなく、日常の学習活動の中で自然に体験されるものとして定着させていく視点が必要

今後の東京の地域教育プラットフォームの方向性として、

- ・ 団体・学校・行政が共に学び、育つ「成長の場」であること
- ・ 共創を生み出すための中期的支援とフィードバックの仕組みを備えること
- ・ 社会教育主事の専門的コーディネートを中核機能として位置付けること
- ・ 様々な学びのプログラム等が学校や社会教育施設等の地域で定着する過程を支える基盤となること

が視点として考えられる。

今回（第7回）の審議について

多様な主体と地域が連携するための新たな地域教育プラットフォームの基盤となる
コーディネート機能や都の社会教育主事の在り方について（仕組み面を中心に検討）

今回の御報告

報告1：今井 悠介 委員

- ・自治体、地域の団体等と連携した事業の仕組み、実績及びコーディネーターの役割
- ・子供の学びや体験等を支える団体の実践者として、現場から見える課題
- ・東京都の社会教育に期待する役割

報告2：倉持 伸江 委員

- ・社会教育に関わる講座や人材育成の取組
- ・社会教育主事の職務と役割
- ・東京都の社会教育主事の強みと課題

2 議事

これからの東京の地域教育の在り方について
各委員からの報告

(1) 今井 悠介 委員

今後の東京都の社会教育行政に期待すること

—社会教育団体が育つ基盤づくりに向けて—

今井 悠介

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン 代表理事

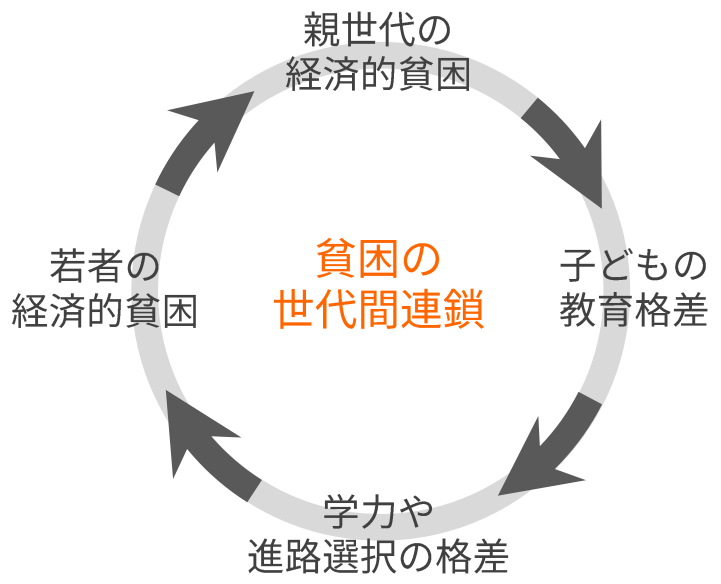
ミッション

多様な学びを すべての子どもに

私たちが目指すのは経済状況や一人ひとりの特性に関わらず
子どもたちを多様な学びの機会によって包摂できる社会です

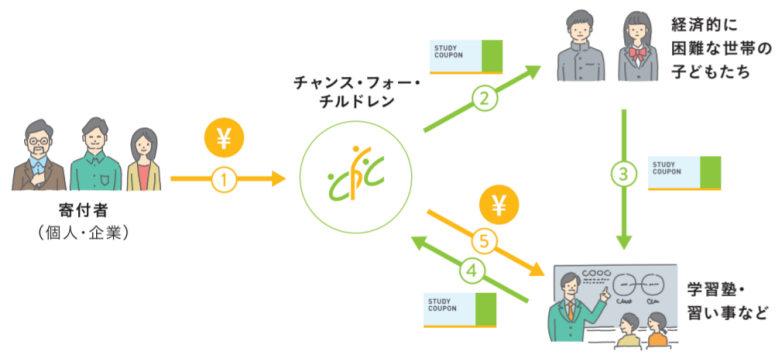
子どもの教育格差

子どもの“教育格差”を解消し
貧困の世代間連鎖を断ち切る



スタディクーポン事業

経済的困難を抱える子どもへ学校外の学びや
体験活動で利用できる“クーポン”を提供



- ✓ 寄付金等を財源に累計約17億円分のクーポンを提供
- ✓ スポーツ、文化芸術、キャンプ、塾等約4800教室と連携
- ✓ 大学生のボランティアが子どもと毎月面談し見守り

事例紹介：墨田区での地域活動支援事業

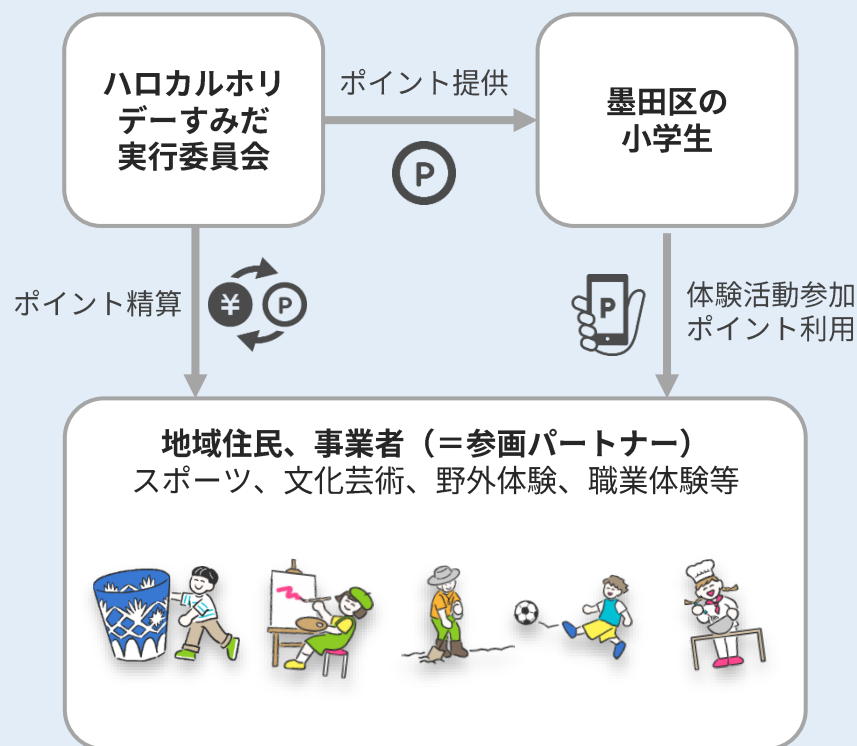
ハロカルホリデー すみだ

「まち全体が体験の場」をコンセプトに
主に夏休みに墨田区の小学生へ
地域の多様な体験活動の参加を支援する取組み

- 子どもに地域の体験活動で利用できる電子ポイントを提供
→一人当たり5,000円分（経済困窮世帯は8,000円分）
- 墨田区の小学生全員が対象（所得制限なし）
- 体験活動の実施主体は、地域住民（店舗、企業、クラブ、サークル等）
→地域の多様な大人たちが子どものための体験活動を立ち上げ、参画

ハロカルホリデー すみだ

活動の全体像



主催はハロカルホリデーすみだ実行委員会。チャンス・フォー・チルドレン、地域NPO・団体、墨田区等で構成。財源は寄付・補助金。

2025年度の活動実績

実施期間：2025年7月19日～10月31日

累計利用者数（利用回数）

3,269名

体験プログラム開催数

559回

体験プログラム種類

319種

参画団体数

103団体

地域事業者・住民による体験活動の例

地域の店舗や企業、サークル、スポーツチームなど、多様な主体が“参画パートナー”として多様な場所で体験活動を立ち上げ

銭湯のお掃除体験



商店街と地域団体による こども縁日



子育てサークルによる 味噌づくり体験



革職人による 鞆づくり体験



プロ選手による バスケットボール体験

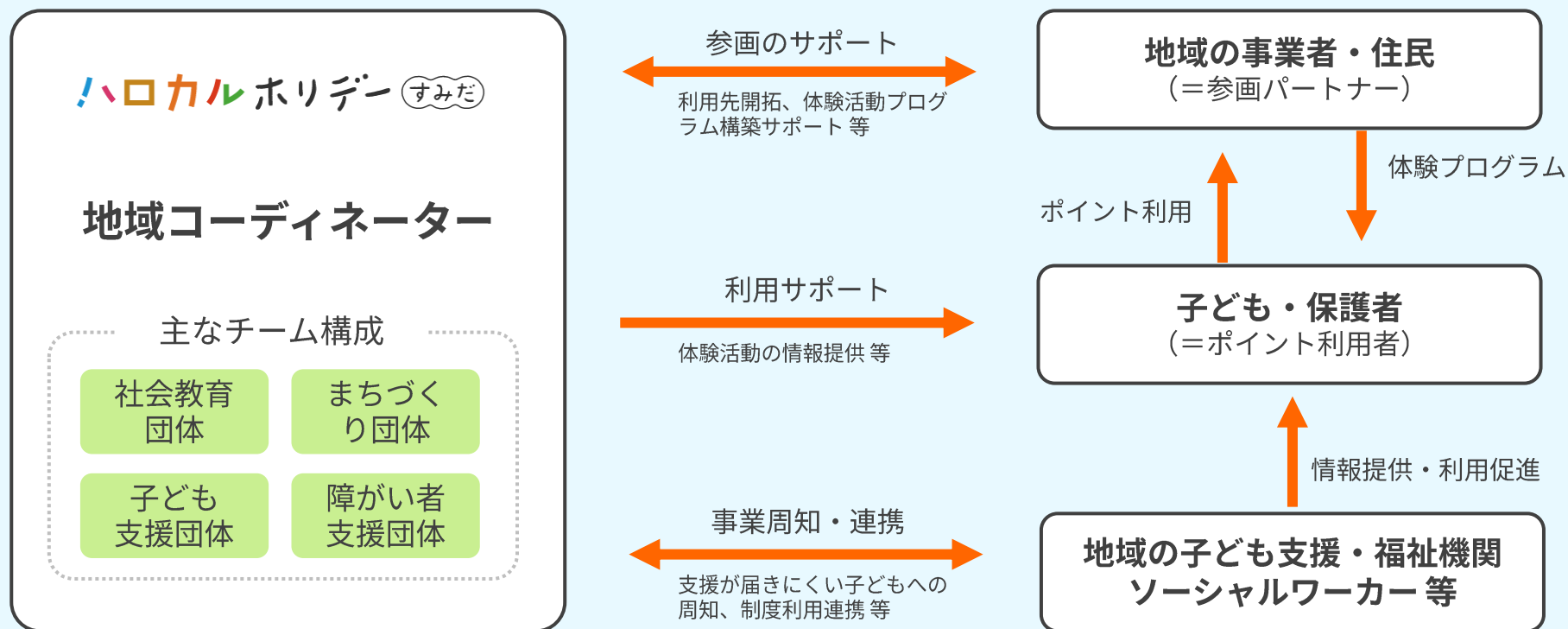


チョコレート屋による チョコづくり体験



本事業の肝は、子どもたちと地域の体験活動を繋ぐ
“**地域コーディネーター**”の存在

地域コーディネーターの全体像



地域で多様な事業者や個人の参画を促し、体験機会を生み出すために 地域コーディネーターは次の役割を担う

①事業者の 発掘・開拓

→事業者を募集し、
地域の担い手を見つけ
参画を促す

②理念・ビジョンの共有

→事業者向け説明会を開催
し、事業の理念やビジョン
を共有する

③基準設計 プログラム審査

→子どもに届ける体験として、
安全性・公共性・内容
の適切性の基準をつくり確
認する（リスクマネジメント研修の受講必須）

④場所・人のマッチング

→事業者だけでは確保しに
くい場所・人・協力者をつ
なぐ
→公共施設・空きスペー
ス・合同企画の調整

⑤コミュニティ化 学び合い

→事業者が実践や悩みを共
有し改善し合う場づくり
→キックオフ・振り返り会
の開催

⑥子どもの声・データの フィードバック

→子どもの声、アンケート
や利用実績などのデータを
開示

子どもたちが、多様な体験機会に繋げるために 地域コーディネーターは次の役割を担う

①体験機会の可視化 情報提供

- 体験活動の情報を検索サイトに掲載し、子ども・家庭が探せる状態にする
- LINEを活用し、定期的に体験活動の情報を届ける

②支援者と連携し必要な子どもに届ける

- 学校・ソーシャルワーカー等と連携し、体験機会にアクセスしにくい子どもに情報を届ける
- 体験を入口に、必要に応じて生活支援につなぐ

③継続的な体験活動支援 への接続

- 要支援家庭は単発参加で終わらせず、通年で使えるクーポンや継続プログラムにつなげる

④子どもや家庭の声 の収集

- アンケートやヒアリングを通じて、子ども・家庭の声を把握する
- 体験活動の改善や政策提案に反映する

学校外で子どもの学びや体験を支える団体（社会教育団体）が増え育っていくためには、次の課題があります

- 1 体験活動を実施する「**場所**」の不足
- 2 活動や団体を支える「**財源**」の不足
- 3 安全と体験の質を担保する「**基準**」の不足



東京都の社会教育行政には、この3つの基盤づくりを期待します

①体験活動を支える「場所」をどう確保するか

社会教育団体が利用できる場所の確保に向け
公共施設のルール整備やコーディネート进行期待したい

課題

社会教育団体が活用できる活動場所の確保が困難

- ✓ 都立公園や公共施設は、禁止事項・占用・予約条件が活動実態に合いにくい
- ✓ 利用できる活動拠点が減少している（市区町村が所有する宿泊施設の閉鎖や売却などのケースが増加）



都の社会教育行政への期待

都内の公共施設のルール整備、コーディネート

- ✓ 社会教育団体の既存の都立公園や公共施設利用について、使用ルール・占用や予約の運用を柔軟にする
- ✓ 区市町村単位で維持困難な施設を、都民共通の体験資源として活用する

②体験活動を支える「財源」をどう確保するか

継続的な体験活動には、団体の運営基盤への支援が必要

課題

ユニバーサルで継続的な活動を支える財源が不足

- ✓ 事務局経費・人件費など、団体の運営基盤に財源がつきにくい
- ✓ 新規事業には資金がつきやすい一方、既存活動の安定化・拡充は支援が受けにくい
- ✓ 困窮家庭等の対象者が明確な支援に比べ、すべての子どもに開かれたユニバーサルな活動は財源を確保しにくい

都の社会教育行政への期待

社会教育団体への「財源支援」

ユニバーサルで継続的な体験活動を支える社会教育団体に対し、財源支援を行う

対象に含めるもの

- ・直接事業費
- ・人件費
- ・事務局経費
- ・コーディネート費

※一定の基準を満たした団体を対象にする

③体験活動を支える「基準」をどう整えるか

社会教育団体の安全性・質を支える「共通基準」が必要

課題

活動の安全性や質を担保する「基準」がない

- ✓ 子どもの権利・安全管理・リスク対応に関する共通の指針がなく、各団体ごとの判断に依存している
- ✓ 結果として、保護者・学校・支援者から社会教育団体への信頼が担保されにくい



都の社会教育行政への期待

安全性・質を担保するための団体基準・ガイドラインをつくる

- ✓ 社会教育団体が守るべき共通基準とガイドラインを示す
- ✓ 基準を満たす団体を可視化する
- ✓ 基準を満たす団体への研修や学び合いの他、前述の施設利用や財源面での支援を行う

2 議事

これからの東京の地域教育の在り方について
各委員からの報告

(1) 倉持 伸江 委員

都の社会教育主事に 期待する役割

倉持伸江
(東京学芸大学)

自己紹介

倉持伸江 国立大学法人 東京学芸大学

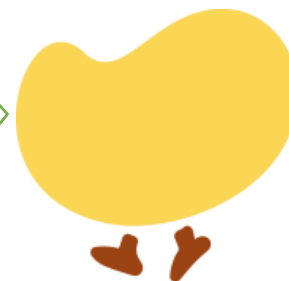
専門：社会教育学・成人教育学

研究テーマ：成人学習支援、学習支援者の力量形成
とネットワーク、省察的实践

日本社会教育学会「社会教育士特別プロジェクト」
事務局長

今年4月から、東京学芸大学子どもの学び困難支援
センター長

貧困、虐待、不登校という課題についてプロジェクトを立ち上げ、“学びを拓く”をキーワードに実践研究や研修教材の開発をすすめています。また、協働して研究を進めていただける団体や機関等とネットワークをつくり、それぞれの成果を誰もが利用できるアーカイブに蓄積していきます。



sure
for All
Children

取り組み

①

2026学芸公開講座

コミュニティの学び合い
を支援するコーディネー
ター養成講座

2026年6月12日～2027年3月11日
(全8回)

会場：東京学芸大学、他



公開講座＝職員・支援者研修

「学び合いを支える実践力を培う ～コミュニティ学習支援
コーディネーター養成講座」

対象 社会教育・学校支援・地域福祉・まちづくりなど
様々な領域で学びの支援に関わる職員・スタッフ・市民

連携・協力 東京都公民館連絡協議会（都公連）・立川市

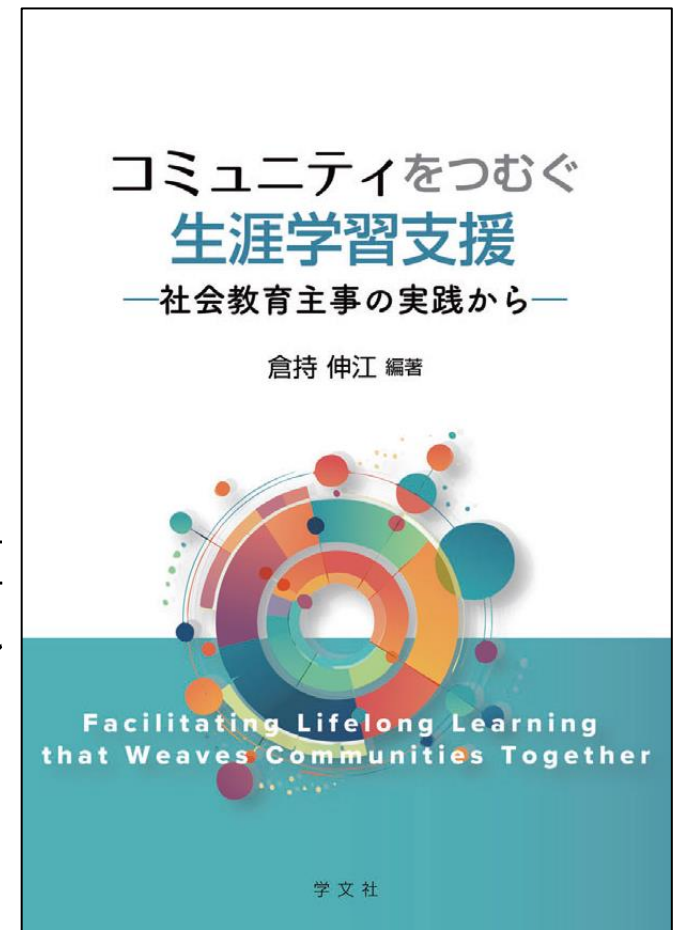
<https://gakugeikouza-2026028.peatix.com/>

取り組み②

特別区社会教育主事との 「本づくり」プロジェクト

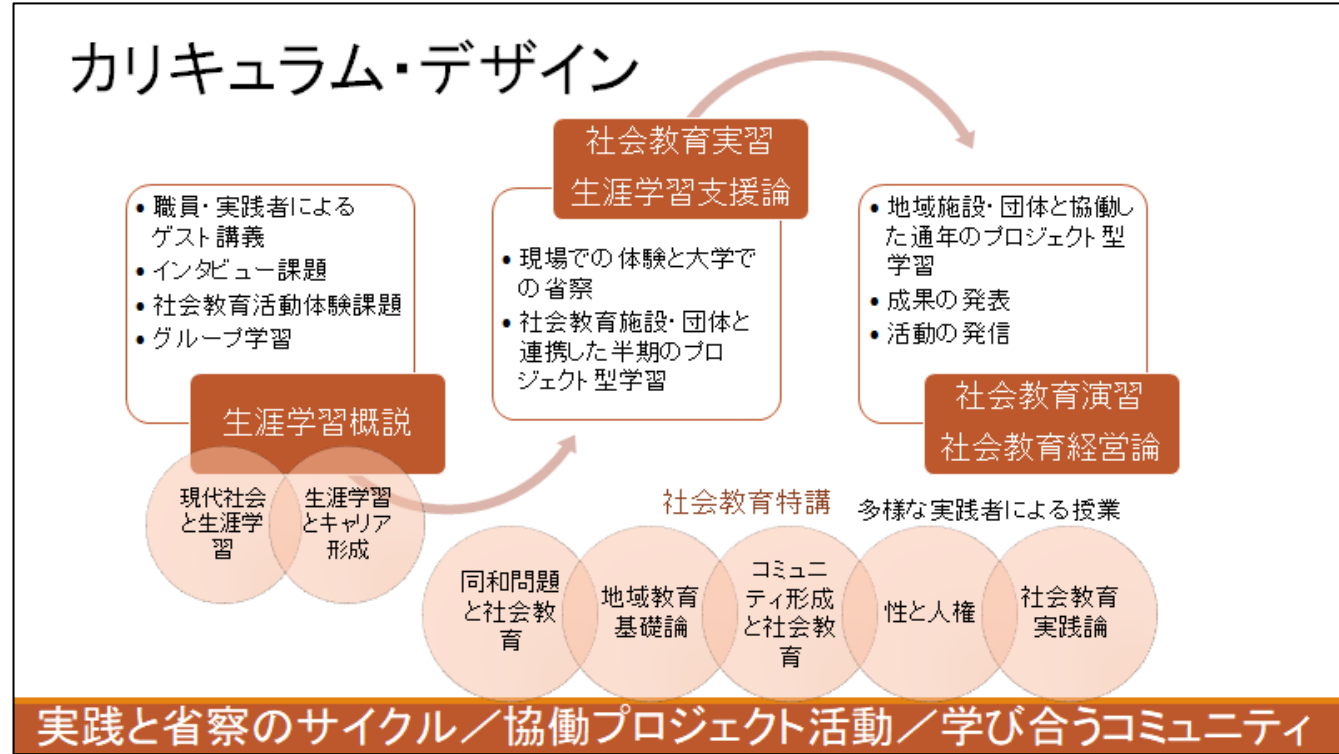
社会教育主事の具体的な実践から、内在化している社会教育のマインドやスキルを学ぶ学習資源

- ・社会教育主事の複数配置や専門職採用が減っている中新たに社会教育主事となった人が実際の専門性を伴った仕事を学ぶ機会が減っている
- ・社会教育実習の必修化などにより、養成機関と社会教育現場のより密接な連携が欠かせない
- ・大学生や社会教育士から、社会教育主事の実像を知りたいというニーズが高い



取り組み

③



社会教育主事（社会教育士）

養成課程の運営

- 現場での体験と大学での学習の往還によって専門力育成を目指す
- 地域の社会教育施設・団体と連携・協働したプロジェクト活動
- 社会教育専門職・実践者の学びやエンパワメント

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令>【社会教育法第九条の二】都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。
- 「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。
「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

〈養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力〉

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に係る検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

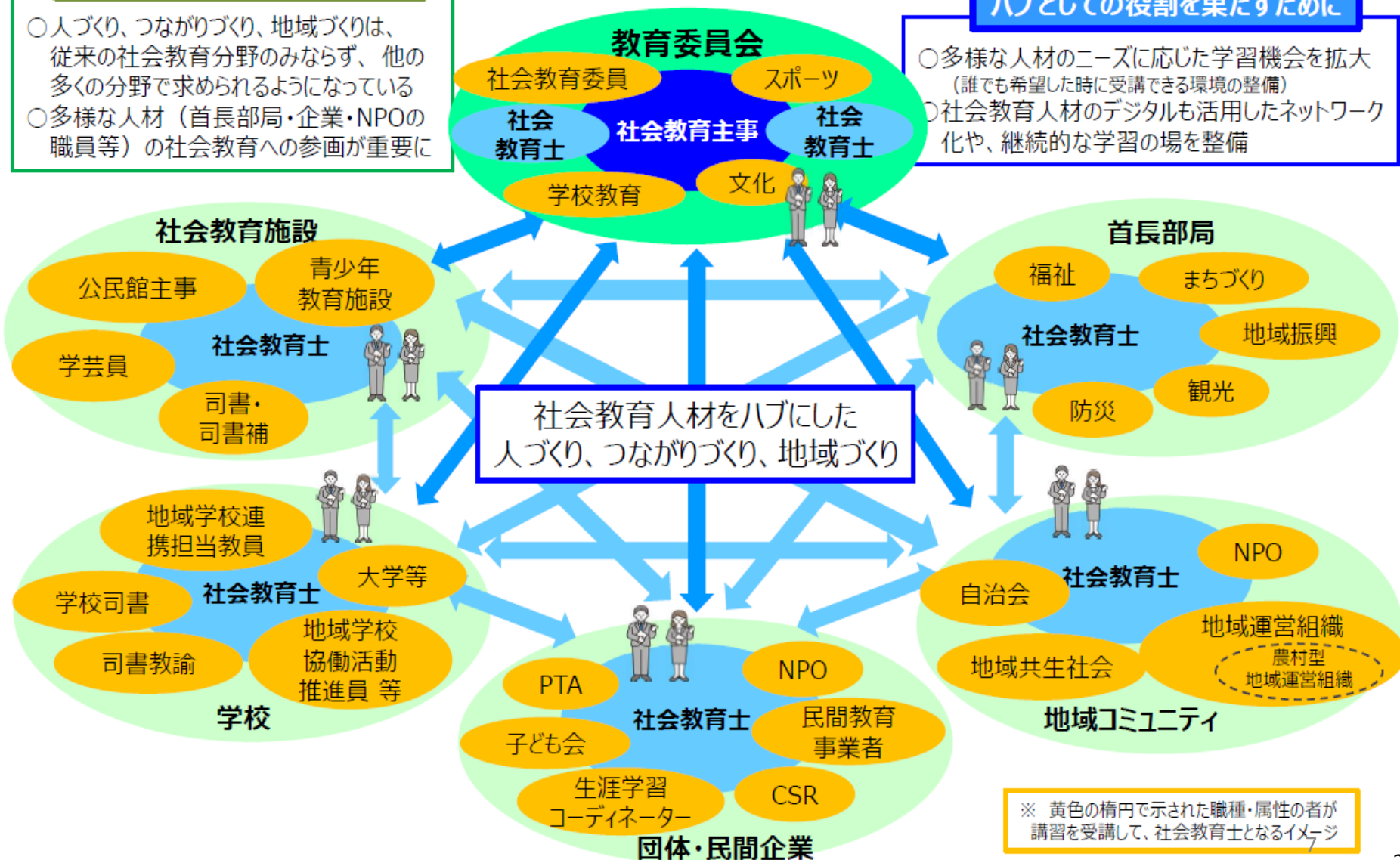
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになっている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

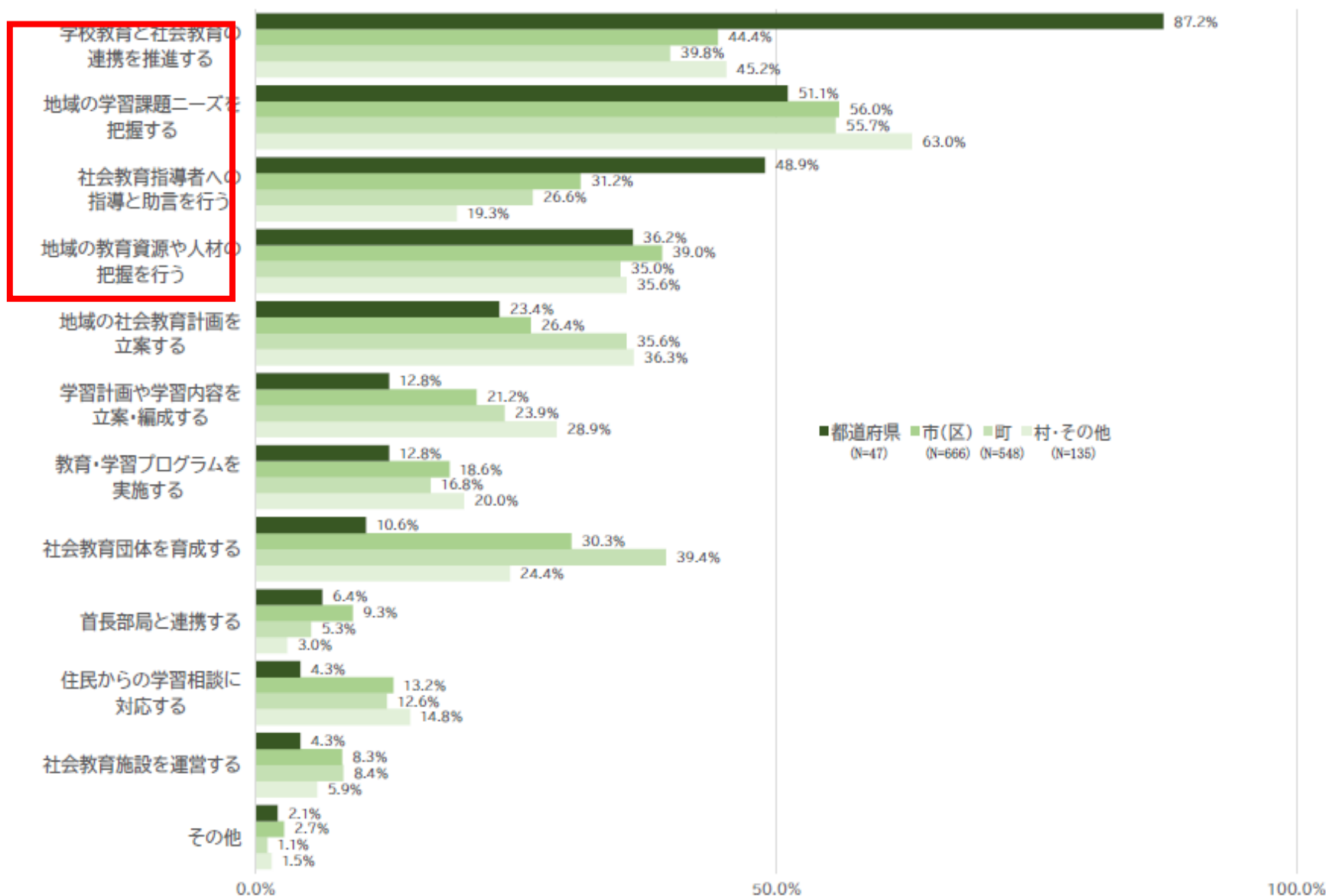
社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の <u>教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。</u> (社会教育法第9条の3) <u>社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。</u> ただし、命令及び監督をしてはならない。 学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。	(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。 (社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。
業務・活動内容	教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体が実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。	公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、各分野の専門性と社会教育の知見を活かした取組が行われている。
人数	1,451人 ※市町村における配置率40.9% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)	7,047人(令和5年度時点 出典:文科省調査)
期待される役割	【現在】 <u>社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</u> 【今後】 <u>上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、他分野の専門職と対等に協働しながら多様な分野と社会教育(行政)をつなぎ牽引する役割を担うことが期待される。</u> さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活性化する役割も担う。	【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。 【今後】 <u>各分野における専門性と社会教育の知見を活かしながら、様々な活動に社会教育としての学びの色彩を加える工夫を行ったり、また社会教育の手法を用いて活動を支援したりすることで、それぞれの分野の活動を活性化させたり、その意義を深めたりする活躍が期待される。</u> さらに、地域の社会教育人材ネットワークを活用することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。
求められる能力・知見	①人と人、組織と組織をつなぐ <u>コーディネート能力</u> 、②人々の納得を引き出す <u>プレゼンテーション能力</u> 、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促す <u>ファシリテーション能力</u> を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力	
	行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)	(それぞれの活躍の場において必要な各分野の専門的知見)

地域全体の学びのオーガナイザー

各分野の専門性を様々な場に活かす
学びのオーガナイザー

【対象：都道府県・市(区)町村教育委員会社会教育主管課長】
社会教育主事に期待する役割 (※3つ選択)



都社会教育主事の強みと課題

- 都道府県社会教育主事発令者に占める教員籍の割合**93.6%**
（日本社会教育学会「社会教育主事・社会教育士に関するアンケート調査」**2025年**）
→都ならではの高い専門性、継続性
- 市区町村とのつながりが弱い／課題・事業ごとに分断している
- 社会教育主事の専門性の見えづらさ
- 社会教育主事、公民館職員からの要望・ニーズ

社会教育主事の役割

- 市区町村における社会教育主事の配置・活躍の促進、養成
- 社会教育主事との顔の見えるつながり
- 社会教育士（社会教育人材）のネットワーク化
- 研修の企画・運営
- 相談対応
- 都×市区町村との協働事業・モデル事業
- プログラムの質の向上と活用に向けた研究・検証・評価・発信
- 俯瞰的・長期的な視点からの生涯学習推進に向けた検討

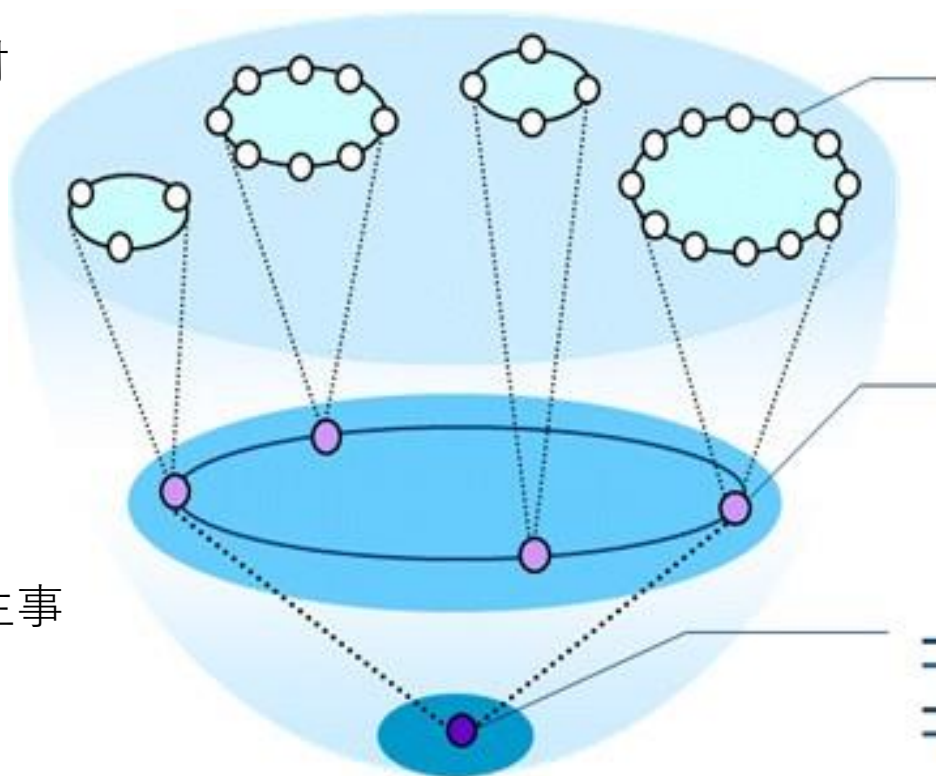
地域の教育支援人材

社会教育委員・領
域ごとのコーディネーター

社会教育関係職員
(公民館職員)

市区町村社会教育主事

都社会教育主事



地域・職場での
学びあうコミュニティ

コーディネーター
のコミュニティ

コーディネーターの
コーディネーターの
コミュニティ

今後の予定

閉会